

高齢者虐待防止・身体拘束禁止について

権利擁護等に関する基本的理解について

権利擁護とは

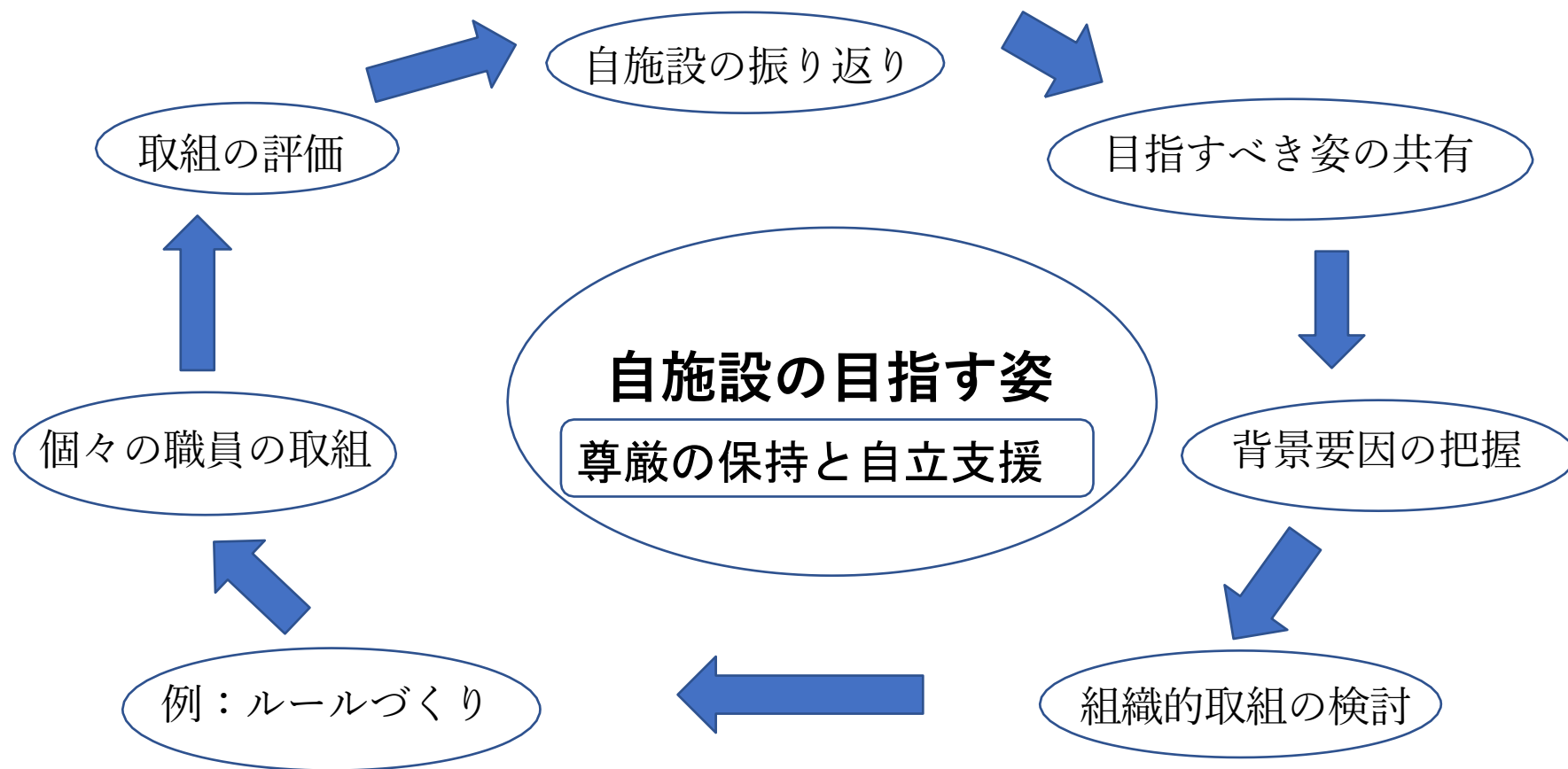
高齢者虐待防止法とは

身体拘束禁止とは

高齢者虐待・不適切なケアの要因

取り組む具体的な手順

高齢者の思いに寄り添うケアに向けての取り組み



参考：山梨県高齢者権利擁護等推進部会「高齢者の思いに寄り添うケアを推進するための手引き」

権利擁護とは

個人の生活・権利をその人の立場に立って代弁すること、あるいは本人が自分の意思を主張し権利行使ができるよう支援することである。

本人が選んだ自己決定を守ること

本人の考え方や生き方を尊重し、支援していくこと

本人の気持ちや本人の言葉・表情の背景にあるものを受け止めること

「本人らしさ」を大切にして関わること 等

明確に方針を定め経営のトップを始めとした
全職員が協働して取り組みを進める

高齢者虐待防止法の理解

●法律の正式名称

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「高齢者虐待防止法」）」
(平成 18 年 4 月 1 日施行)

法律の目的

- ① 高齢者の尊厳の保持を大きな理念とする
- ② 尊厳の保持を妨げる高齢者虐待防止が重要である
- ③ そのために必要な措置を定める

高齢者の権利利益をまもる

養介護施設・事業所と従事者等の範囲

法律では「養護者」と「養介護施設従事者」による高齢者への虐待を定義

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム 	老人居宅生活支援事業	「養介護施設」 または 「養介護事業」の 業務に従事する者
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業 	

養介護従事者等による虐待の種類

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
介護・世話の 放棄・放任 (ネグレクト)	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

(高齢者虐待防止法第2条第5項より)

高齢者虐待発見チェックリスト

共通してみられるサイン	極端におびえたり、怖がったりしている
	周囲の人に話すことや援助を受ける事に躊躇する。
心理的虐待を受けている場合のサイン	自傷行為が見られる。
	眠ることが怖い、怖い夢を見るという。
性的虐待を受けている場合のサイン	肛門や性器からの出血や傷がある。
身体的虐待を受けている場合のサイン	身体に小さな傷（切り傷、噛み傷、擦り傷、刺し傷、出血等）が頻繁に見られる。
	「家に居たくない」「蹴られる」などの訴えがある。
介護放棄や要介護者自身による自己放任のサイン	居住する部屋、住居が極端に不衛生である。
	部屋の中に衣類やおむつなどが散乱している
経済的虐待を受けている場合のサイン	お金があるのに利用料や生活費の支払いが出来ない。
地域でみられるサイン	自宅から高齢者や介護者の怒鳴り声・悲鳴・うめき声、物が投げられる音・壊れる音がする
	家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパーなどで、一人分の弁当などを頻繁に買っている。
虐待している介護者に見られるサイン	介護疲れが激しい。
	高齢者の健康に対して、関心が低く、受診や入院の勧めを拒否する。

高齢者虐待発見チェックリスト

高齢者のリスク要因 (高齢者の状態)	日常生活において介護が必要
	判断能力に衰えがあり、日常生活に支障があるため、介護を要する
	難聴などによりコミュニケーションがとりにくい
	家族や介護者に経済的に依存している
介護者等のリスク要因 (介護者等の状態)	年齢や病気、身体的障害等により、自分のことで精一杯
	判断力が充分でない
	介護や認知症に関して正しい知識を持っていない
	介護サービスを利用することに抵抗がある
家族の状態によるリスク要因 (家族の状態)	家族間のこれまでの人間関係が良くない
	複雑な家族構成である
	被虐待者以外に介護・世話の必要な家族がいる
	家族内において、暴力が当たり前のよう理解されている

<参考：平成19年発行高齢者虐待対応マニュアル「高齢者虐待発見チェックリスト」（抜粋）>

高齢者虐待防止法に基づく調査結果

都道府県が情報をまとめ、年度毎に公表→厚生労働省が全国の状況をまとめ、毎年公表（HP）

* 山梨県数（全国数）

	養介護施設従事者等によるもの		養護者によるもの	
	虐待判断件数	相談・通報件数	虐待判断件数	相談・通報件数
令和3年度	9件 (739件)	14件 (2,390件)	83件 (16,426件)	158件 (36,378件)
令和2年度	2件 (595件)	15件 (2,097件)	90件 (17,281件)	175件 (35,774件)
令和元年度	5件 (644件)	25件 (2,267件)	111件 (16,928件)	204件 (34,057件)
平成30年度	4件 (621件)	16件 (2,187件)	127件 (17,249件)	214件 (32,231件)
平成29年度	4件 (510件)	13件 (1,898件)	128件 (17,078件)	226件 (30,040件)

身体拘束禁止規定と高齢者虐待

高齢者虐待とは、

高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害されている状態や生命、健康、生活が損なわれる状態に置かれること



法の規定からは虐待にあたるかどうか判断しがたくとも、同様に防止・対応を図ることが必要である

身体拘束禁止規定と高齢者虐待

介護保険施設等では、利用者本人や他の利用者の生命や身体を保護するために「緊急やむを得ない」場合を除いて、身体拘束その他の行動制限は**原則禁止**する

本人への精神的苦痛・身体機能の低下等大きな**弊害**
家族・親族等への**精神的苦痛**、ケアを行う側の**士気の低下**



「緊急やむを得ない」場合を除いて、
身体拘束は原則すべて高齢者虐待に該当

「緊急やむを得ない」場合と例外 3 原則

1. 徘徊しないように、いすやベッドに身体をひも等で縛る
2. 転落しないように、ベッドに身体をひも等で縛る
3. 自分で降りられないように、ベッドを柵で囲む
4. 点滴などのチューブを抜かれないように、身体や腕を縛る
5. 点滴チューブを抜いたり、皮膚をかきむしらないようにミント型の手袋をつける
6. 車いすからのずり落ち、立ち上がりを防ぐために、Y字ベルトや車いすテーブルをつける
7. 立ち上がることができる人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
8. 脱衣やおむつはずしをしないように、つなぎ服を着せる
9. 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに身体をひもなどで縛る
10. 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に飲ませる
11. 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

「緊急やむを得ない」場合と例外3原則

例外3原則	切迫性	本人や他の利用者等の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
	非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代わりになる方法がない
	一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

- 例外3原則の確認等の手続きを「身体拘束廃止委員会」等のチームで行い、記録する
- 本人や家族に説明・同意、状況の観察・検討などを詳しく説明し、十分な理解を得る
- 状況をよく観察・検討し、要件に該当しなくなった場合はすみやかに身体拘束を解除する

「不適切なケア」を根底とする「高齢者虐待」の概念図

保健・医療・福祉関係者の責務

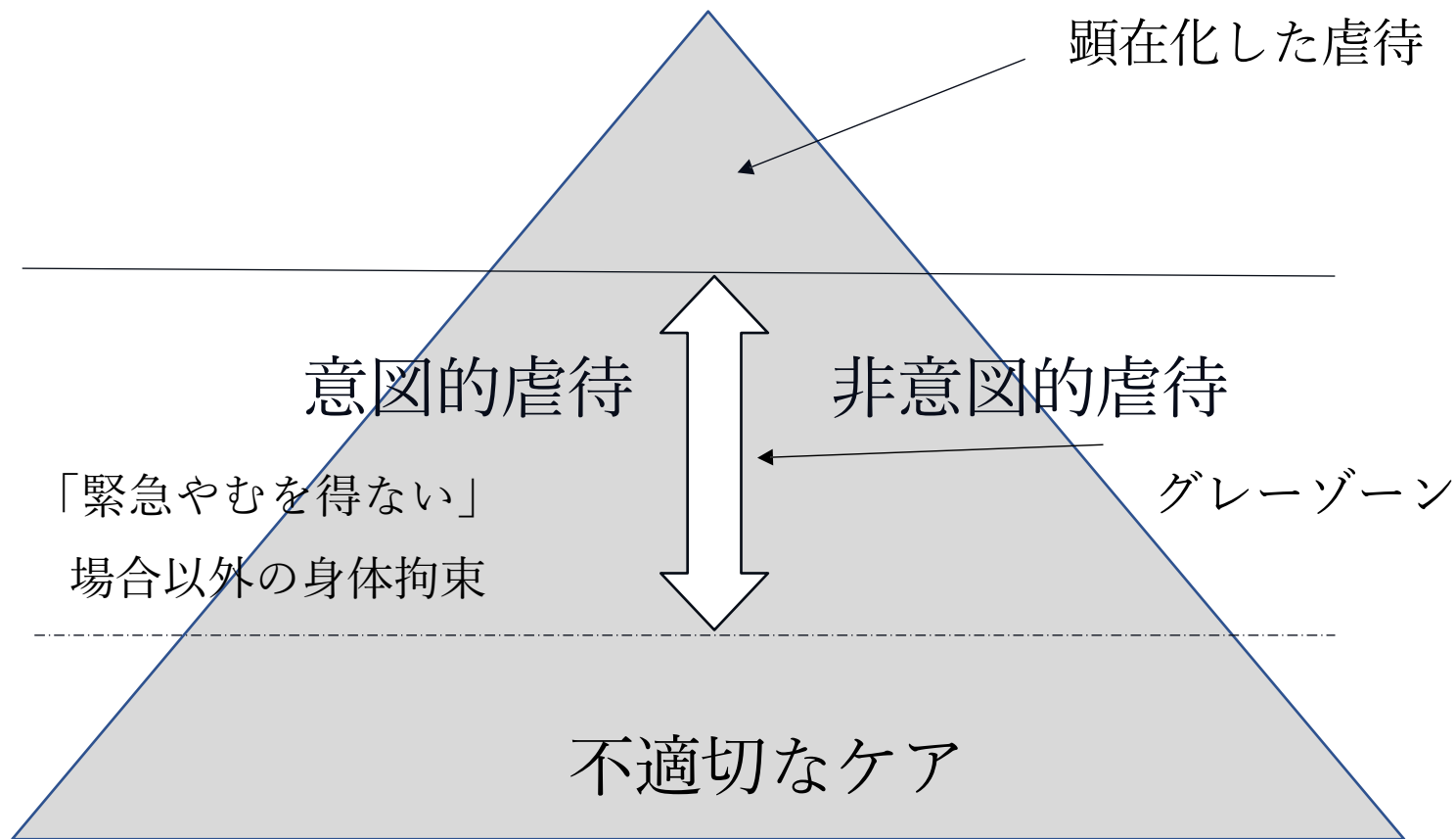
高齢者虐待を発見しやすい立場であることを自覚し、**早期発見**に努める

通報の義務

虐待を受けたと思われる高齢者を発見→市町村へ通報

- 一般…生命・身体に重大な危険→通報義務
それ以外の場合→通報“努力”義務
- 養介護施設従事者等…自分が働く施設等で発見した場合、**重大な危険の有無に関わらず、通報義務が生じる**

「不適切なケア」を根底とする「高齢者虐待」の概念図



〔「施設・事業所における高齢者虐待防止学習テキスト」（認知症介護・仙台研修センター）から〕

高齢者虐待・不適切ケアの要因

組織 運営	介護理念や組織全体の方針がない、理念を共有するための具体策がない
	責任や役割が不明確、必要な組織がない、または形骸化している
	情報公開に消極的、家族と連携する姿勢がない
チーム アプローチ	リーダーの役割が不明確、または介護単位があいまいまたは広すぎる
	情報共有の仕組みや意思決定の仕組みがない
	異なる職種間の連携がない、または年齢や採用条件による壁がある
ケア の質	認知症の知識がなく、行動・心理症状（BPSD）への対応がその場しのぎ
	アセスメントやケアプランが実際のケアと連動していない
	ケアに関して学習する機会がなくアセスメントとその活用方法の知識がない

高齢者虐待・不適切ケアの要因

倫理観	安易な身体拘束や一斉介護・流れ作業など“非”利用者本位
	職業倫理の薄れ、介護理念が共有されていない
	高齢者虐待防止法、その他必要な法令を知らない
ストレス	人手不足や業務の多忙さ、夜勤時の負担が大きい
	負担の多さからくるストレスや職場内の人間関係に問題がある
	見て見ぬふり、安易な身体拘束の容認、連絡の不徹底がある

養介護施設従事者と施設・事業所の責務

- ・ 養介護施設従事者等への研修を実施する
- ・ 利用者やその家族からの苦情処理体制を整備する
- ・ その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待防止の為の措置を講じる

高齢者虐待防止・発見・対応の責任は、従事者個々人の問題だけでなく、施設・事業所そのものにある

取り組みを進めるための具体的手順

「思いに寄り添うケア」

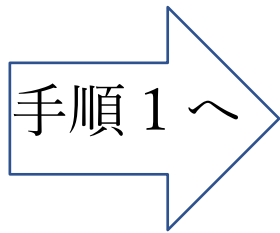
利用者が大切にしていることは何か、どのように過ごして行きたいのか、楽しみにしていることは何かといった利用者の思いを把握し、その思いの実現を目指して取り組む

取り組みにあたって大切なことは

- ・施設のトップが、利用者の尊厳を第一とする方針を示し、職員の行動・判断を支援し、職場内で自由に意見交換ができる環境（風土）づくりをしていくこと
- ・「めざす姿」の実現に向けて職員一人一人が協働して取り組むこと

取り組みを進めるための具体的な手順

- 手順1. 自施設のケアを振り返る
- 手順2. 自施設のめざす姿を共有する
- 手順3. 現状とあるべき姿のギャップについて背景要因を把握する
- 手順4. 組織的な取り組みを検討する
- 手順5. 自施設に合ったルールづくりを行う
- 手順6. ルールを共有し、職員個々人が必要な取り組みを行う
- 手順7. 取り組みを評価する



取り組みを振り返り、改善策の検討を継続する

実用性を確保するために

家族との関係性

家族が施設に関われるような仕組み、意見交換の場を設け、施設と家族の信頼関係を築く

定期的な研修への参加

外部研修への参加は、ケアの姿勢、行為を振り返るきっかけや他施設との情報交換の機会になる

第三者の目を入れる

閉鎖的な姿勢は不適切なケアを気づきにくくさせ、結果として虐待や不適切ケアの発見・対応が遅れる危険性がある

コンプライアンスルール

社会福祉法（福祉サービスの基本的理念）

第三条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

この「福祉サービスの基本的理念」に基づき、利用者一人ひとりを“個人として尊厳”する。

私たちの姿勢で最も重要なことは、「相手のことを理解しようと努力すること」である。その想いは必ずじ、私たちにとって最も大切な「利用者からの信頼」につながる。その為の対応として

1. 呼ばれれば反応し、できるだけすぐに対応します。
2. 聞かれれば、わかるように答えます。
3. 呼ばれたい名前呼びます。
4. 普通に丁寧な言葉で話します。
5. 経過・結果を報告します。
6. 普通に見ていて気づきます。
7. 「いいですよ」と言います。
8. 明るく挨拶します。
9. こざれいにします。

<参考：福祉のコンプライアンスルールを作る（社会福祉士 小湊純一）より（抜粋）>

引用文献・参考文献

- ・「高齢者の思いに寄り添うケアを推進するための手引き」
(平成 27 年 6 月、山梨県高齢者権利擁護等推進部会)
- ・施設・事業所における高齢者虐待防止学習テキスト
(社会福祉法人 東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター)
- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に
基づく対応状況等に関する調査結果
(厚生労働省)
- ・山梨県高齢者虐待対応マニュアル